

平成25年度 第1回流山市福祉施策審議会 会議録

日時 平成25年4月25日(木)
午後1時30分～4時30分
場所 流山市文化会館 第2会議室

1 次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状の交付
- (3) あいさつ
- (4) 報告
 - ア 中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) について
 - イ 風しんに対する流山市の対応について
- (5) 福祉施設見学
 - ア 高齢者福祉センター森の倶楽部(旧老人福祉センター)
 - イ つばさ学園(児童発達支援センター)
 - ウ さつき園(心身障害者福祉作業所)
 - エ 保育園併設型特別養護老人ホーム月の船
- (6) 閉会

2 配布資料

- ア 中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) への対応
- イ 流山市風しん予防接種費用助成事業

3 出席者

議長・・・中会長

委員・・・石塚委員、池上委員、松本委員、落合委員、小金丸委員
寺田委員、小島委員、鈴木(五)委員、白野委員

事務局・・・染谷健康福祉部長、村越健康福祉部次長兼社会福祉課長、
河原健康福祉部次長兼健康増進課長、今野高齢者生きがい推進課長
増田障害者支援課長、宮本社会福祉課課長補佐、豊島健康福祉室長、
小島社会福祉課主査

傍聴者・・・なし

4 議事録

【あいさつ】中会長

【報告及び質疑】

(事務局)

中国における鳥インフルエンザ A (H7N9) への対応について及び流山市風しん予防接種費用助成事業について報告

(事務局)

中国で発生した鳥インフルエンザ(H7N9型)に関する情報を報告します。

お手元に「内閣官房新型インフルエンザ等対策室」の提供による資料をと思います。

まず、患者数等の現状4月24日現在、発表によると、中国国内での患者数108人、うち死亡者数22人と、日を追うごとに患者数、死亡者数ともに増加しています。

また、報道によると、中国から帰国した台湾の53歳の男性が鳥インフルエンザに感染したことを台湾当局が世界保健機関（WHO）に通報しました。

中国本土以外で、感染者が確認されたのは初めてで、緊張が高まっている。

症状は人のインフルエンザとほぼ同じ症状で、発熱、咳、全身の倦怠感で症状が進むと重症肺炎になる恐れがあると言われていています。

感染源と感染経路ですが、感染源について、まだ特定できていませんがWHOの調査団によると市場で扱われている生きた鳥が感染源である可能性が高いと発表しています。陽性反応は市場の鶏、ハト、あひるから出ているが、渡り鳥の生息地、飼育場からは見つかっていません。

また、感染経路も不明のところですが、現在のところ、動物から人への感染とされており、ヒトからヒトへの感染については、疑わしい症例の報告はあるが、その根拠は確認されていません。

予防方法は通常インフルエンザと同様、手洗い、うがい、マスクの着用。

特にアルコール製剤で、手、指の消毒が効果的であると言われていています。

国内対応の現状ですが、厚生労働省から都道府県に対して情報提供を求めています。

それを受けて、県からの医療機関に対して、管轄の保健所に情報提供をするよう求めています。

具体的には、「38度以上の発熱と急性呼吸器症状を呈し、肺炎等が疑われる者で、発症前10日以内に中国に渡航または居住していた者」が患者として医療機関にかかった場合、この通知が本市の医療機関にも、通知され松戸保健所に通知することとなっています。

また、厚生労働省は、昨日、鳥インフルエンザH7N9型を感染症法に基づく「指定感染症」に指定することを決定しました。今後閣議決定を経て、政令の施行は5月上旬になる見込みです。

このことにより、患者の強制的な入院や、接客業、食品加工業など感染を広げる可能性が高い仕事については休業の指示も可能となります。

新型インフルエンザ特別措置法が4月13日に施行されました。

同法は2009年に新型インフルエンザが流行した際の教訓を踏まえて昨年5月に制定されたもので、鳥インフルエンザの発生で法律の施行が、少し前倒しされました。

この法律によれば、海外で、人から人への継続的な感染が確認された場合、首相をトップとする「政府対策本部」を設置することになります。

次の段階として、国内で感染者が発生し、専門家をつくる委員会が「人への毒性が強い」と判断すれば、首相が緊急事態宣言をします。その際は区域（県単位）と実施期間を示すことになっています。

首相の緊急事態宣言を受けて、都道府県知事は様々な措置を講じることとなります。

特に、感染拡大をふせぐために、人が集まる機会を可能な限り減らすことが重要とされており、このため、知事は小中高校へ休校を要請できます。家庭にも不要、不急な外

出規制を要請できるほか、映画館や娯楽施設など、民間施設の使用も制限できます。

3ヶ月以内に全員を目安で、ワクチンの接種が義務づけられます。現段階では、人から人への感染が確認されていません。また、日本国内で感染者が発生していませんので、こうした措置はとられておりませんが、今後の情報には最大限の注意を払っていく必要があると考えています。

続きまして、流山市風しん予防接種費用助成事業についてですが、昨年から風しんが流行の兆しをみせております。昨年は全部で2,553名の報告がありました。過去5年間では最も多い報告例となっております。今年も、3月末時点で昨年の報告数を超えております。平成20年以來最も多い報告例となっております。4月14日現在で千葉県内で293件昨年同期の20数倍となっております。風しんの抗体がない妊婦が感染した場合生まれてくる赤ちゃんに難聴・白内障・心疾患等の障害が起こる可能性があります。

そうしたことから、風疹の予防接種の助成を決定したところです。その決定につきましては、お手元の資料を基にご説明します。

1番については、今申し上げたとおりですので、2番の対象者から申し上げます。対象者につきましては、接種日に18歳以上の流山市民のうち次に該当する人です。(1) 妊娠を希望する女性 (2) 妊娠を希望する女性の夫 (3) 妊婦の夫。すでに妊娠している方は、予防接種を受けられません。(4) (1) から (3) の人と同居する家族及び近親者、おじいちゃん、おばあちゃん等が考えられます。ただし、既に風しんに罹患したことが明らかな者。MR（麻しん風しん混合）及び風しん単独2回接種済みの者、会社の健康保険組合等で接種の機会がある者は除きます。

3番の実施期間については、平成25年4月1日から平成25年12月31日までの接種とし、償還手続きは平成25年5月13日から平成26年3月31日までとしております。

4番の実施方法につきましては、平成25年4月1日から平成25年12月31日までの申請者に対して、一人1回の助成とします。

これは、遡りがありまして、既に4月から接種された方は、領収書等を添付して申請していただきますと手続きをすることができます。

5番の助成金額ですが、これにはワクチンの種類が2種類ありまして、MR（麻しん風しん混合）は医療機関での支払いが、9千円から1万円となりますので、半額の5千円を助成しようとするもので、風しん単独では、1回当たり6千円と聞いておりましてこれについても半額を助成しようとするものです。

ワクチンは2種類あるのですが、もともと製造量が少ない風しん単独ワクチンは不足しております。

MRについてはまだ在庫はありますが、ここに来て打つ方が増えております。予防接種を受ける方の95%がMRではないかと考えております。生活保護世帯は、全額無料とさせていただきます。

続きまして、接種方法ですが、平成25年4月1日から平成25年12月31日までに、医療機関で接種していただきます。これにつきましては、市外県外も可としております。どうしても流山市内の若い方を対象としておりますのでその方々が、都内ですと

か、勤務先の近くで接種する可能性もありますので、そのようなことを考えて、現物給付ができないことから償還払いとさせていただきます。

7番として、申請受付場所は健康増進課・保健センター窓口ですが、郵送も受付させていただきます。

つぎに、8番市民への広報・PR方法ですが、広報掲載については、5月1日号で欄外に助成制度があることを載せて、詳しい内容は11日号に掲載させていただきます。ホームページについては今日から掲載させていただきます。また、医療機関にポスターを掲示し、周知を図ってまいります。

議長：事務局から報告がありましたが、何かご質問がありましたらお願いします。

(白野委員)

4月1日から風しんの予防接種を受けた方の数は、把握していますか。

(事務局)

具体的数字は、把握していませんが、問い合わせは毎日たくさん受けておりますので、多くの方が、受けていると考えています。

(議長)

他にないようでしたら、本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。御協力ありがとうございました。

(事務局)

中会長には、議事進行ありがとうございました。

それでは、午後2時から福祉施設の見学を実施いたします。